

びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

びわ湖東北部地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）大学・短期大学と自治体、産業界等が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- （2）地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- （3）前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- （4）その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

（相互連携機関）

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- （1）滋賀大学
- （2）滋賀県立大学
- （3）滋賀文教短期大学
- （4）聖泉大学
- （5）長浜バイオ大学（幹事校）
- （6）彦根市
- （7）長浜市
- （8）米原市
- （9）滋賀県
- （10）彦根商工会議所
- （11）長浜商工会議所

2 相互連携機関は事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

（事業連携協議会）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関と幹事校それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各機関がその1部を保有するものとする。

2020年9月18日

（幹事校）

滋賀県長浜市田村町1266番地
長浜バイオ大学
学長 蔡 晃植



相互連携機関名

滋賀県米原市下多良三丁目3番地
米原市
米原市長 平尾道雄



彦根・長浜地域における学術文化教育基盤
形成に係る大学・短期大学と地方自治体、
産業界等との包括連携に関する協定書



2018年9月27日

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関する事
- （2） 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関する事
- （3） 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関する事
- （4） その他前条の目的を達するために必要な事項に関する事

（相互連携機関）

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- （1） 滋賀大学
- （2） 滋賀県立大学
- （3） 滋賀文教短期大学
- （4） 聖泉大学
- （5） 長浜バイオ大学（幹事校）
- （6） 彦根市
- （7） 長浜市
- （8） 滋賀県
- （9） 彦根商工会議所
- （10） 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月25日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町126番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

滋賀県彦根市馬場1丁目1-1

滋賀大学

学長 位田 隆一

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月27日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1266番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

相互連携機関名

滋賀県彦根市八坂町2500

公立大学法人 滋賀県立大学

理事長 廣川 能嗣

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月27日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1266番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

相互連携機関名

滋賀県長浜市田村町335

滋賀文教短期大学

学長 松本博文

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月26日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1266番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

相互連携機関名

滋賀県彦根市肥田町720

聖泉大学

学長 小山 敦代

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月27日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1266番地

長浜バイオ大学

学長 蔡晃植

相互連携機関名

彦根市

彦根市長 大久保

滋賀県彦根市長之印

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月21日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1-2-6番地

長浜バイオ大学

学長 蔡晃植

相互連携機関名

長浜市八幡東町632番地

長浜市長 藤井勇治

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月27日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1266番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

相互連携機関名 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月27日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1-2-6番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

相互連携機関名

彦根市中央町3番8号

彦根商工会議所

会頭 小出英樹

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期

大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書

彦根・長浜地域内の大学・短期大学、自治体、産業界等が、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」を活用し、力を合わせてそれぞれの得意分野で協働して取り組むためのプラットフォームを形成し、地域内の高等教育の水準を高め、その成果として地域で活躍する有能な人材を養成、創出することを推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大学・短期大学と自治体、産業界等が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 大学・短期大学と自治体、産業界等は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 大学・短期大学と自治体、産業界等有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- (2) 地域の学術振興、教育及び人材の育成に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、相互連携機関との間で、相互に連携して実施する事業に関すること
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること

(相互連携機関)

第3条 相互連携機関は各号のとおりとする。

- (1) 滋賀大学
- (2) 滋賀県立大学
- (3) 滋賀文教短期大学
- (4) 聖泉大学
- (5) 長浜バイオ大学(幹事校)
- (6) 彦根市
- (7) 長浜市
- (8) 滋賀県
- (9) 彦根商工会議所
- (10) 長浜商工会議所

2 相互連携機関は、事業の進捗・展開状況により必要に応じて追加・変更することができる。

(事業連携協議会)

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第5条 相互連携機関は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、2024年度末までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、相互連携機関の合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、相互連携機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、相互連携機関それぞれが本協定書を記名押印のうえ作成し、各相互連携機関が取りまとめた協定書として編綴し、各機関がその1部を保有するものとする。

2018年9月27日

(幹事校)

滋賀県長浜市田村町1-26-6番地

長浜バイオ大学

学長 蔡 晃植

相互連携機関名

滋賀県長浜市高田町10番1号

長浜商工会議所

会頭 大塚敬一郎